

**平成30年度中の認定取得を希望される場合の太陽光発電設備
(低圧50kW未満)の接続契約申込みに当たっての留意事項について**

1. 平成30年度調達価格適用に関する留意事項

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「FIT法」といいます。)に基づく平成30年度の調達価格を適用するためには、平成31年3月末までに国の認定を取得する必要があります。

また、認定の取得に先立ち、国へ接続の同意を証する書類(当社が接続契約締結時に発行する書類)を提出する必要がありますので、下記の事項についてご留意くださいますようお願いいたします。

2. 平成30年度中の認定取得を希望される場合の当社への接続契約申込みにについて

平成30年度中の認定申請等にかかる提出期限について、先般、国より公表されており、平成30年度中の認定取得を希望される場合の接続の同意を証する書類の国への提出期限日については、平成31年1月11日(金)とされております。※

※平成30年12月1日以降の申請分については、認定申請と同日の提出が必要となる予定ですので、ご注意ください。

つきましては、低圧50kW未満の太陽光発電設備で、平成30年度中の認定取得を希望される場合、技術検討に必要な書類を揃えて、**遅くとも平成30年11月9日(金)までにお申込みを行っていただきますようお願いいたします。**

ただし、今後、平成30年度中の認定取得を希望されるお申込みの集中等により、**お手続きに関して相当の混雑が予想されるため、平成30年11月9日(金)までにお申込みいただいた場合でも、国の定める提出期限日までに接続の同意を証する書類をご提出いただけない可能性がありますので、あらかじめご了承くださいとともに、余裕を持ったお申込みをお願いいたします。**

※ 平成30年度中の認定申請等にかかる提出期限の詳細については、国のホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」にてご確認ください。

【お問い合わせ先】

徳島支社	0120-410-105	松山支社	0120-410-503
高知支社	0120-410-286	高松支社	0120-410-805

* 電話受付時間/月～金 8:40～17:20 [祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]